

広島県環境影響評価に関する条例（平成十年広島県条例第二十一号。以下「条例」という。）第四十三条第一項において準用する条例第二十九条第一項の規定による工事着手等の届出があったので、条例第四十三条第一項において準用する条例第二十九条第二項の規定によって、次のとおり公告する。

平成二十五年三月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第二条第五項の事業者（以下「法の事業者」という。）の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

法の事業者の名称及び代表者の氏名	大崎クールジエン株式会社 代表取締役社長 貝原良明
法の事業者の主たる事務所の所在地	豊田郡大崎上島町中野六二〇八番地一

二 法第二条第四項に規定する対象事業（以下「法対象事業」という。）の名称、種類及び規模

法対象事業の名称	酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所設置計画
法対象事業の種類	火力発電所の設置の工事の事業
法対象事業の規模	一六万六千キロワット（気温五度）

三 法第五条第一項第三号の対象事業実施区域

豊田郡大崎上島町中野六二〇八番地一 中国電力株式会社大崎発電所構内

四 条例第四十三条第一項において準用する条例第二十九条第一項各号のうち、該当することとなった号並びにその理由及び時期

該当することとなった号	第一号
該当することとなった理由	法対象事業の実施に着手したため
該当することとなった時期	平成二五年三月一日